

秘密保持義務違反の罰則（第 87 条関係）

1 趣旨

本条は、機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、その職務上知り得た秘密を漏らした場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する旨を定めたものである。

2 概要

機構の行う業務は、極めて高い公共性を有し、かつ、その業務運営を通じて、健康被害者のプライバシー（健康や生活に関する秘密）に触れる機会があることから、機構に対する信頼を保持し、制度の円滑な運営を維持するため、これらの者に対しては、第 58 条において、職務上の秘密保持義務を課しているところである。本条は、この秘密保持義務に違反した者に罰則を科すこととしたものであり、国家公務員法等をならって、懲役を含む重い刑としている。

なお、罰金の額については、最近の用例では、50 万円とする例が多い（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成 17 年法律第 71 号）等の独立行政法人個別法、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）etc.）ことから、本法においても 50 万円とする。

事業主等に関する罰則（第 88 条第 1 項関係）

1 趣旨

本項は、労災保険適用事業主が、

第一項一般拠出金の徴収に関して、第 38 条第 1 項において準用する徴収法第 42 条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

第一項一般拠出金の徴収に関して、第 38 条第 1 項において準用する徴収法第 43 条第 1 項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

特別遺族給付金の支給に関して、第 73 条第 1 項の規定による報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

特別遺族給付金の支給に関して、第 73 条第 2 項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

に、これを罰することを規定するとともに、労働保険事務組合又は労災保険法第 35 条第 1 項に規定する団体（一人親方等若しくは特定作業従事者に係る特別加入者の団体）が、これらの行為を行った場合の当該労働保険事務組合又は労災保険法第 35 条第 1 項に規定する団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者についても同様とすることを規定するものである。

2 概要

労災保険適用事業主、労働保険事務組合又は労災保険法第 35 条第 1 項に規定する団体が本項に違反した場合は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処するものとしている。

労働保険事務組合に関する罰則（第 88 条第 2 項関係）

1 趣旨

本項は、労働保険事務組合が、第 38 条第 3 項において準用する徴収法第 36 条の規定に違反して帳簿を備えておかず、又は帳簿に第一項一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合に、これを罰することを規定するものであり、準用した徴収法の規定に違反した労働保険事務組合に対する罰則規定になったものである。

2 概要

労働保険事務組合が本項に違反した場合は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処するものとしている。

船舶所有者、特別事業主に対する
報告徴収等に係る罰則（第 88 条第 3 項関係）

1 趣旨

本項は、船舶所有者又は特別事業主が、拠出金の徴収に関して、機構から求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は機構の職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、これを罰することを規定するものである。

2 概要

本項の対象となる船舶所有者及び特別事業主が、上記の違反を行った場合、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処するものとしている。

被認定者等、診療を行なった者等に対する
報告徴収等に係る罰則（第 89 条第 1 項関係）

1 趣旨

本項は、以下に掲げる場合に、これを罰することを規定するものである。

認定又は救済給付を受け、又は受けようとする者が、機構から求められた報告をせず、又は文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合、

診療等を行った者等が、機構から求められた報告をせず、診療録、帳簿書類その他の物件の提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は機構の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合

2 概要

本項の対象となる認定若しくは救済給付を受け、若しくは受けようとする者、又は診療等を行った者等が、上記の違反を行った場合、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処するものとしている。

両罰規定（第 90 条関係）

1 趣旨

本条は、両罰規定である。

2 概要

本条は、いわゆる両罰規定であり、次の ~ の違反行為の前提となる命令等の相手方は、事業者や医療機関であり、通常は法人である場合が予想されるので、これらの法人についても罰則を科すこととしたものである。

船舶所有者又は特別事業主が、拠出金の徴収に関して、機構からの命令に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は機構の職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

労災保険適用事業主、労働保険事務組合等が、厚生労働大臣から報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

労災保険適用事業主、労働保険事務組合等が、厚生労働省の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

診療等を行った者等が、機構から報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は機構の職員から質問をされて、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

労災保険適用事業主、労働保険事務組合等以外の関係者、つまり事業場の職員が、厚生労働省の職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

診療等を行った者等が、厚生労働大臣から報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

機構が認可を受けず滞納処分を行った場合の罰則

(第91条関係)

1 趣旨

本条は、機構が環境大臣の認可を受けずに滞納処分をした場合に、これを罰することを規定したものである。

2 概要

機構が上記の違反を行った場合、機構の役員は、20万円以下の過料に処するものとしている。